(号外第 224 号)

121

改める。 2 の社会保険事務所若しくはその長が行ったものとみなす。定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はそ会保険事務所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社(申請、処分等に関する経過措置) 麴町 大田 蒲田 中央 千代田 神田 大森 日本橋 (施行期日 京橋 附 中央区 中央区 大田区 中央区 千代田区 千代田区 大田区 大田区 千代田区 湊及び八重洲二丁目 浜離宮庭園、晴海、 新富、築地、月島、 新富、築地、月島、 新島、・ 京橋、銀座、勝どき、 田、豊海町、八丁堀、 京橋、銀座、勝どき、 田、豊海町、八丁堀、 を除く。) を除く。) を除く。) 域を除く。) は後事務所管内の地保険事務所管内の地 中央区 大田区 千代田区 第三欄に掲げる地域 第三欄に掲げる地域 第三欄に掲げる地域 第三欄に掲げる地域 第三欄に掲げる地域 第 第三欄に掲げる地域 第 三欄に掲げる地域 三欄に掲げる地域 二欄に掲げる地域 ビ を を に 環経済産業省、国家公安委員会、 用する。 〇 環経厚国 十八年十月一日から適用する。 ○厚生労働省告示第五百二十二号 に改める。 に改正する。 一条の十一」に改める。 この省令は、 平成十八年九月二十九日

○国土交通省令第三号

十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、 公営住宅法第四

厚生労働大臣

国土交通大臣 冬柴 柳澤

鐵 伯三 夫

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省令第一号) の 部を次のよう

第一条第二号中「 第五条第十六項」 を「 第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」

平 成十八年十月一日から施行する

告

示

国土交通省、 文部科学省、

推進法(平成十五年法律第百二十号)第七条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に 告示第一 뮹 一部の施行に伴い、 行動計画策定指針 (平成十五年

及び次世代育成支援対策

告示第一号) の一部を次のように改正し、 平成十八年十月一日から適

平成十八年九月二十九日

国

[家公安委員会委員長

を「第二十一条の九」に「第二十一条の二十九」

国土交通大臣 経済産業大臣

環境大臣

若林 冬柴 甘利 松岡 柳澤 伊吹

を「

第 二 十

農林水産大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

正鐵 利伯文顕俊三明勝夫明正

自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一条第二項の規定に基づき、

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣

柳澤

伯夫

障

平成

要する費用の額は、 規定に基づき、指定旧法施設支援 (同条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ。)に 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第二項の障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表指定旧法施設支援単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定

| | 前号の規定により、指定旧法施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円 未満の端数があるときは、 める一単位の単価 (別表第2の1の注5及び注6にあっては、十円)を乗じて得た額とする。 その端数金額は切り捨てて算定するものとする。